

立川都市計画都市高速鉄道の変更（東京都決定）

立川都市計画都市高速鉄道のうち、都市モノレール第1号線を次のように変更する。

1 線路部分

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番 号	路 線 名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
	都市モノレール第1号線	立川市柴崎町六丁目	瑞穂町大字殿ヶ谷 字榎内川添	立川市柴崎町三丁目 立川市曙町二丁目 立川市泉町 立川市幸町一丁目 立川市高松町一丁目 立川市幸町五丁目 東大和市桜が丘四丁目 東大和市上北台三丁目 東大和市上北台一丁目 東大和市芋窪六丁目 武蔵村山市神明一丁目 武蔵村山市本町一丁目 武蔵村山市三ツ木一丁目 武蔵村山市岸一丁目	約12,400m	嵩上式		線路線数2
	なお、車庫線	立川市泉町	立川市泉町		約480m	嵩上式		線路線数2

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

2 主要施設

名 称		位 置	備 考
番 号	路 線 名		
	都市モノレール第1号線	柴崎駅	約 1, 200 m ²
		立川南駅	約 1, 400 m ²
		立川北駅	約 2, 100 m ²
		泉駅	約 1, 200 m ²
		新泉駅	約 1, 200 m ²
		新高松駅	約 1, 200 m ²
		砂川駅	約 1, 200 m ²
		玉川上水駅	約 1, 400 m ²
		桜街道駅	約 1, 200 m ²
		上北台駅	約 1, 200 m ²
		(仮称)N o. 1 駅	約 1, 200 m ²
		(仮称)N o. 2 駅	約 1, 200 m ²
		(仮称)N o. 3 駅	約 1, 200 m ²
		(仮称)N o. 4 駅	約 1, 200 m ²
		(仮称)N o. 5 駅	約 1, 200 m ²
		立川車庫	約 55, 000 m ²

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理 由： 都市モノレール第1号線を東大和市上北台一丁目～瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添に追加し、多摩地域の公共交通を充実させ、地域の有機的結合を図り、都市生活の利便性の向上及び沿線市街地の一体的なまちづくりの推進等を図るものである。

また、本事業の実施が周辺環境に与える影響については、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書案のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

変更概要

名称	変更区間・位置	変更事項
都市モノレール第1号線	東大和市上北台一丁目～瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添	新規追加
同線（仮称）No. 1 駅	東大和市芋窪六丁目	新規追加
同線（仮称）No. 2 駅	武蔵村山市神明一丁目	新規追加
同線（仮称）No. 3 駅	武蔵村山市本町一丁目	新規追加
同線（仮称）No. 4 駅	武蔵村山市三ツ木一丁目	新規追加
同線（仮称）No. 5 駅	武蔵村山市岸一丁目	新規追加

議第7682号

福生都市計画都市高速鉄道の決定（東京都決定）

福生都市計画都市高速鉄道を次のように決定する。

1 線路部分

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番 号	路 線 名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
	都市モノレール第1号線	瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添	瑞穂町大字箱根ヶ崎字狭山	瑞穂町大字武蔵	約1,780m	嵩上式		線路線数2

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

2 主要施設

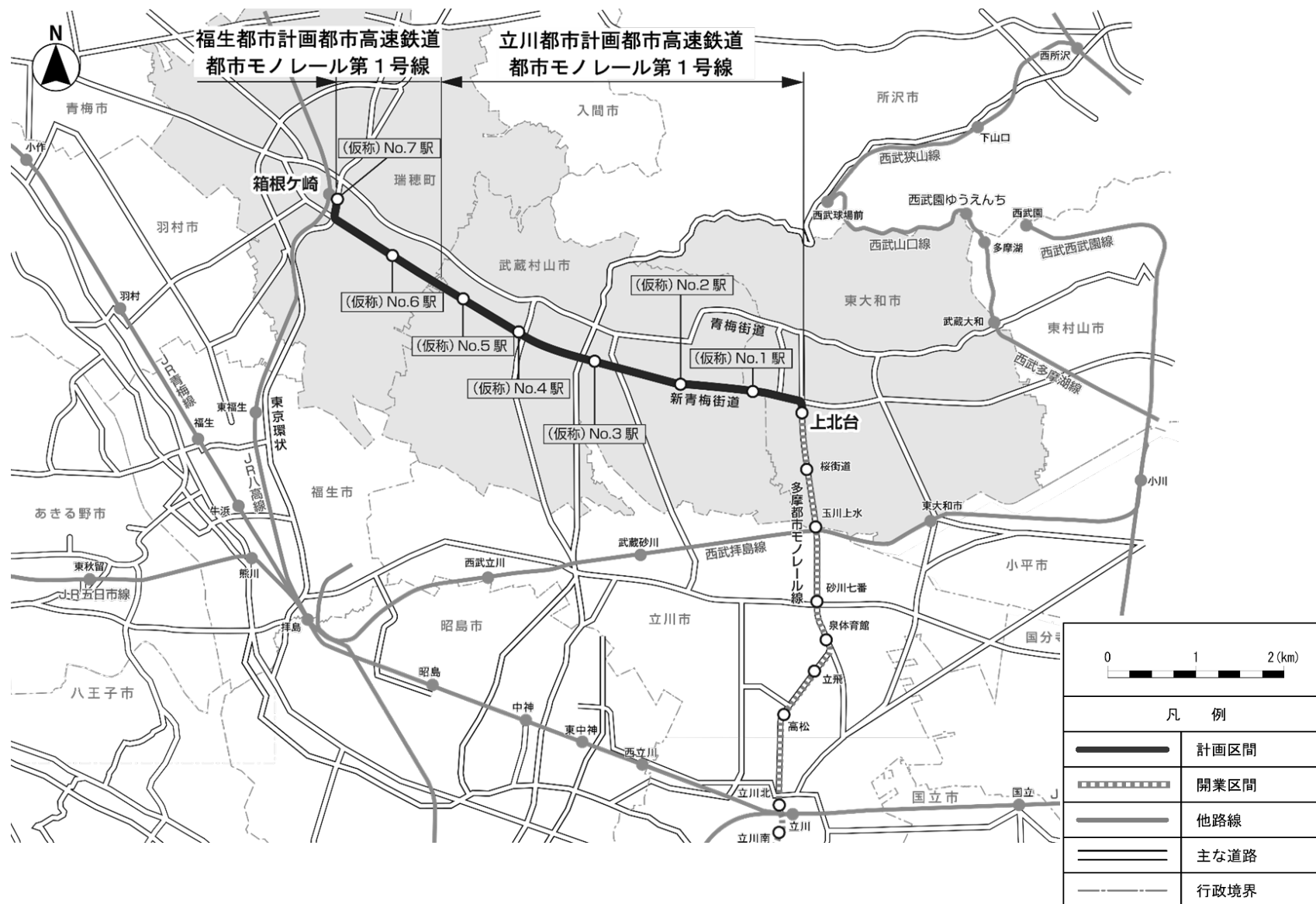
名 称			位 置	備 考
番 号	路 線 名	施 設 名		
	都市モノレール第1号線	(仮称) No.6 駅 (仮称) No.7 駅	瑞穂町大字武蔵 瑞穂町大字箱根ヶ崎字狭山	約1,200m ² 約2,000m ²

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理 由： 都市モノレール第1号線を瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添～瑞穂町大字箱根ヶ崎字狭山に追加し、多摩地域の公共交通を充実させ、地域の有機的結合を図り、都市生活の利便性の向上及び沿線市街地の一体的なまちづくりの推進等を図るものである。

また、本事業の実施が周辺環境に与える影響については、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書案のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

立川都市計画都市高速鉄道 都市モノレール第1号線 位置図
 福生都市計画都市高速鉄道 都市モノレール第1号線 [東京都決定]



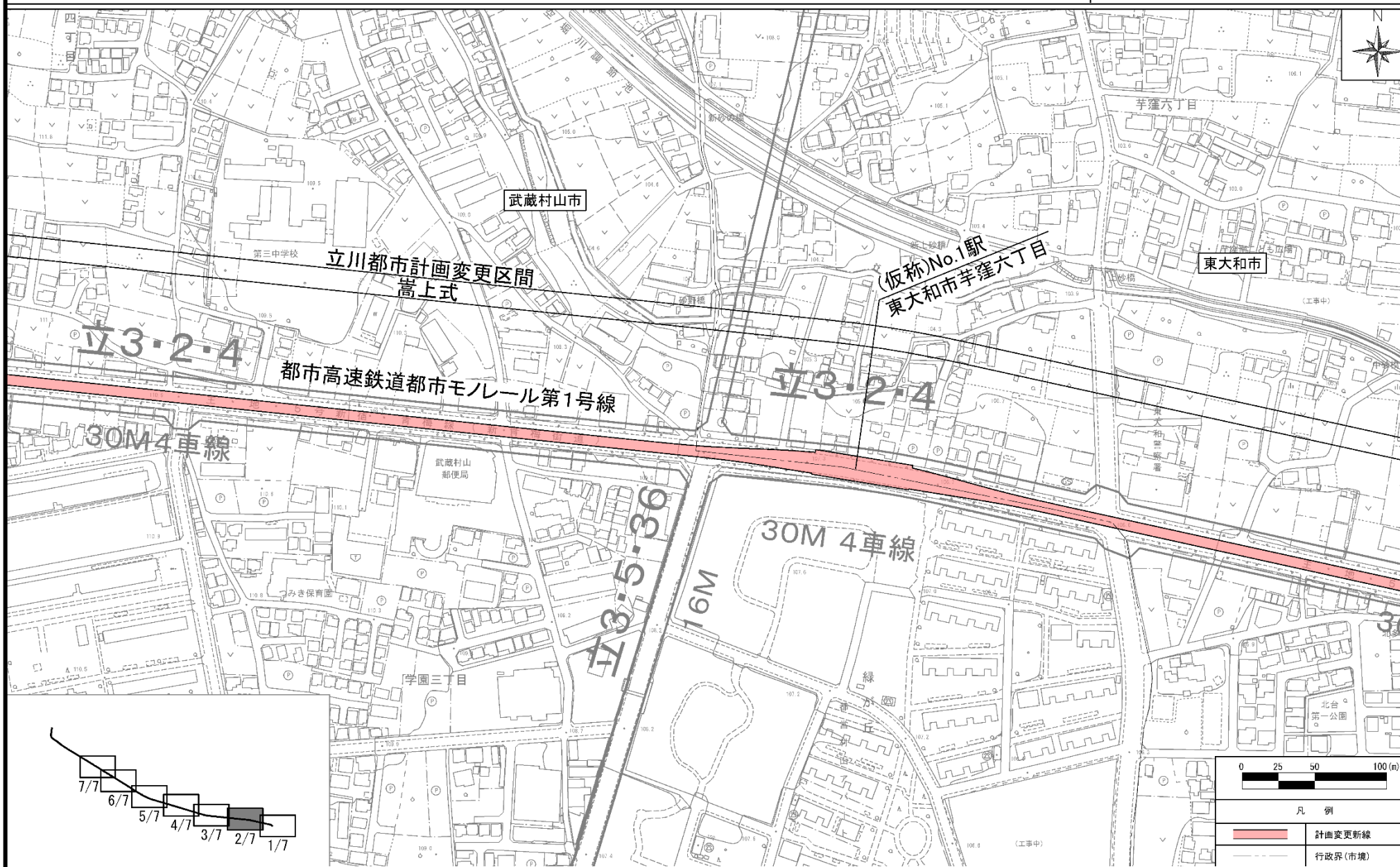
〔東京都決定〕



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(4都市基交第420号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)5都市基交都第35号、令和5年7月10日 (承認番号)5都市基街都第138号、令和5年7月7日
この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

立川都市計画都市高速鉄道都市モノレール第1号線 計画図2

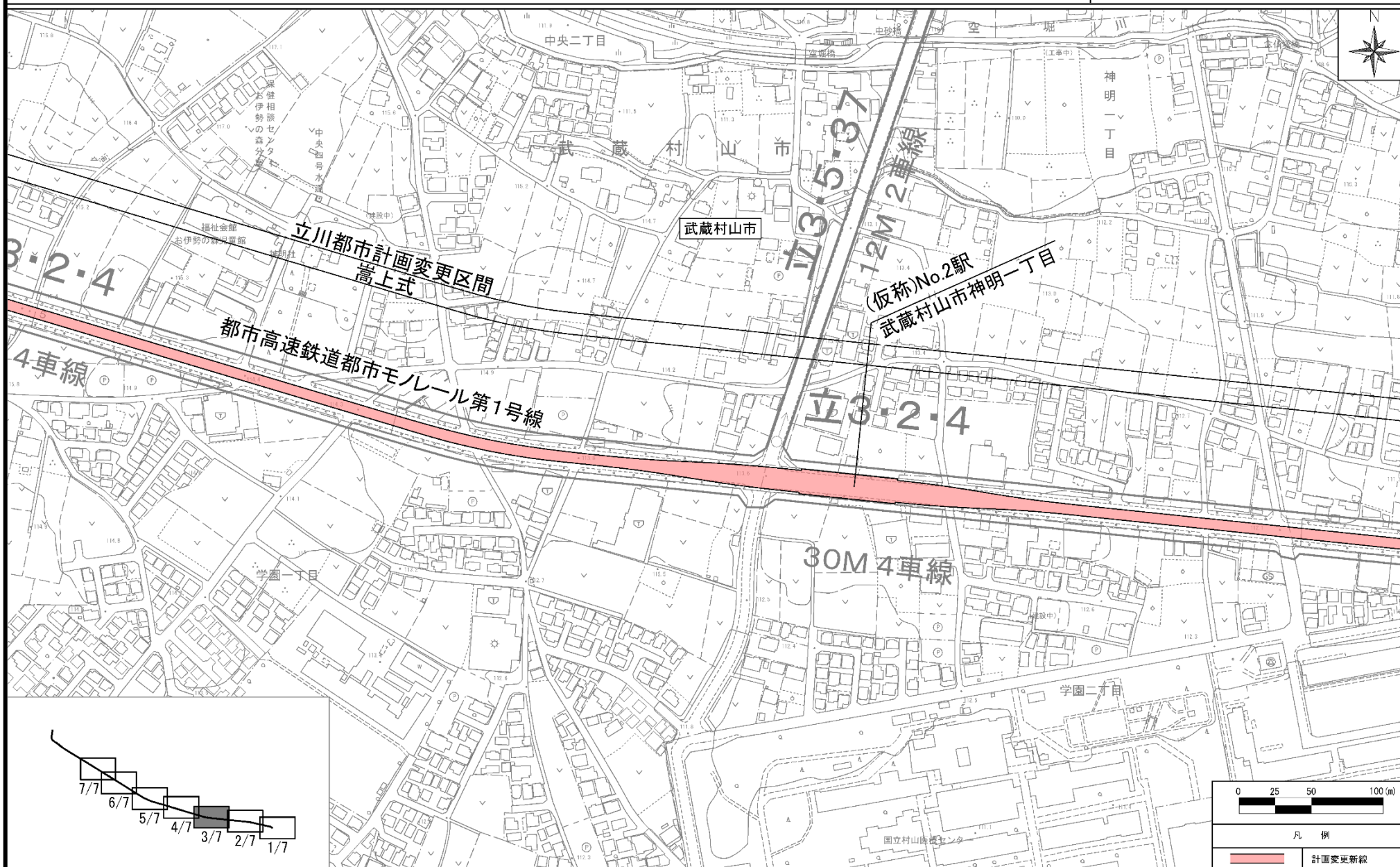
[東京都決定]



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(4都市基交第420号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 5都市基交第35号、令和5年7月10日 (承認番号) 5都市基街都第138号、令和5年7月7日
この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

立川都市計画都市高速鉄道都市モノレール第1号線 計画図3

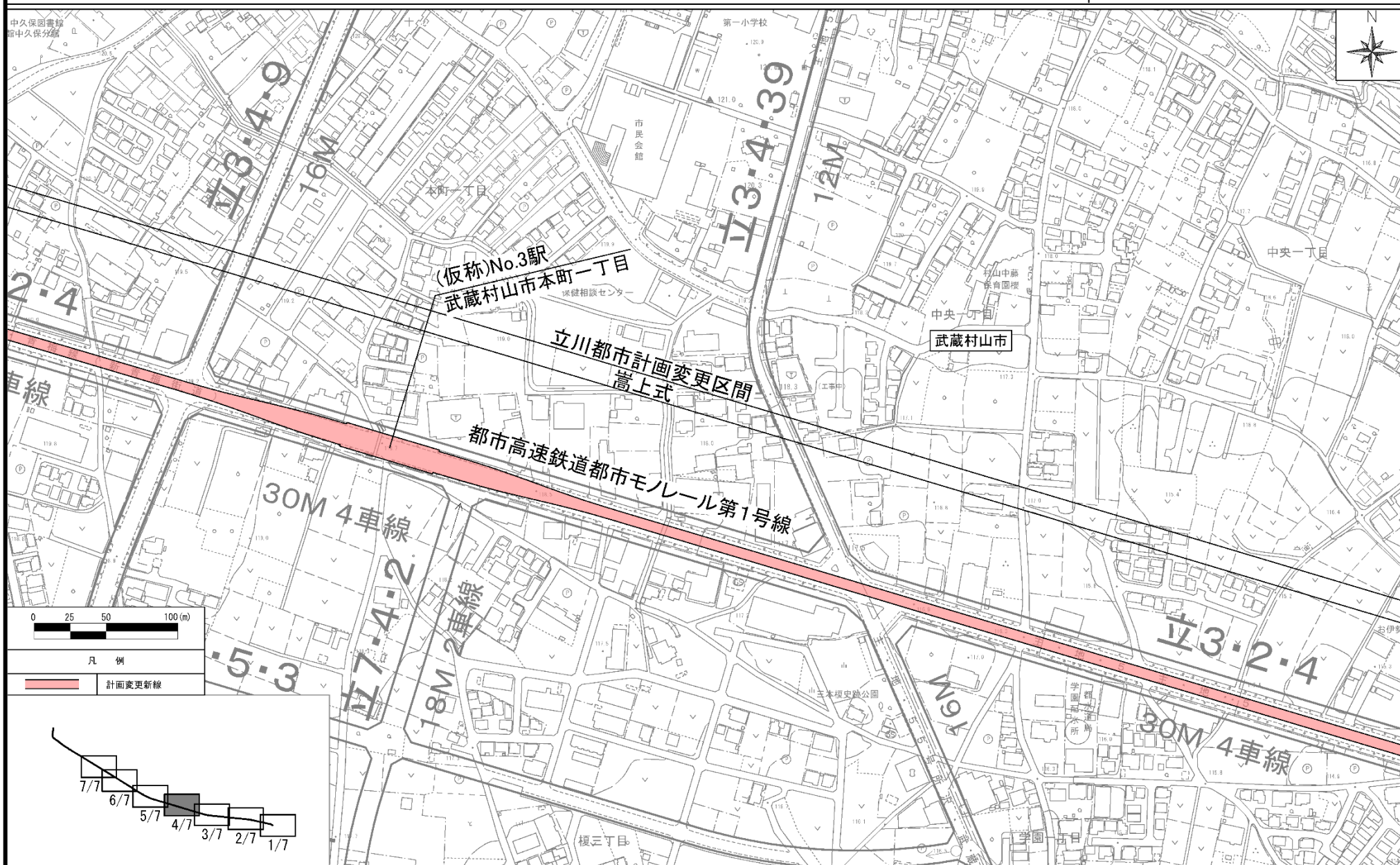
〔東京都決定〕



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(4都市基交第420号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 5都市基交都第35号、令和5年7月10日 (承認番号) 5都市基街都第138号、令和5年7月7日
 この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

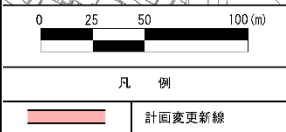
立川都市計画都市高速鉄道都市モノレール第1号線 計画図4

〔東京都決定〕



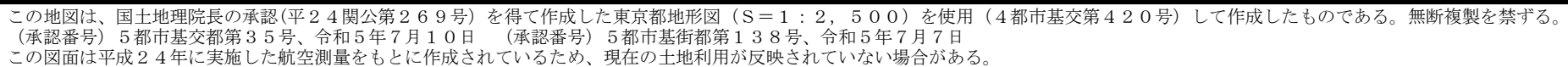
この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(4都市基交第420号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 5都市基交都第35号、令和5年7月10日 「(承認番号) 5都市基街都第138号、令和5年7月7日
 この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

〔東京都決定〕



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(承認番号)5都市基交都第35号、令和5年7月10日(承認番号)5都市基街都第138号、令和5年7月7日この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

〔東京都決定〕



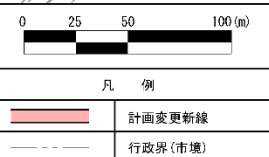
立川都市計画都市高速鉄道都市モノレール第1号線 計画図7

〔東京都決定〕



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(4都市基交第420号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 5都市基交都第35号、令和5年7月10日 承認番号) 5都市基街都第138号、令和5年7月7日
この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

〔東京都決定〕



(承認番号) 5都市基交都第35号、令和5年7月10日 (承認番号) 5都市基街都第138号、令和5年7月7日
この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

福生都市計画都市高速鉄道都市モノレール第1号線 計画図2

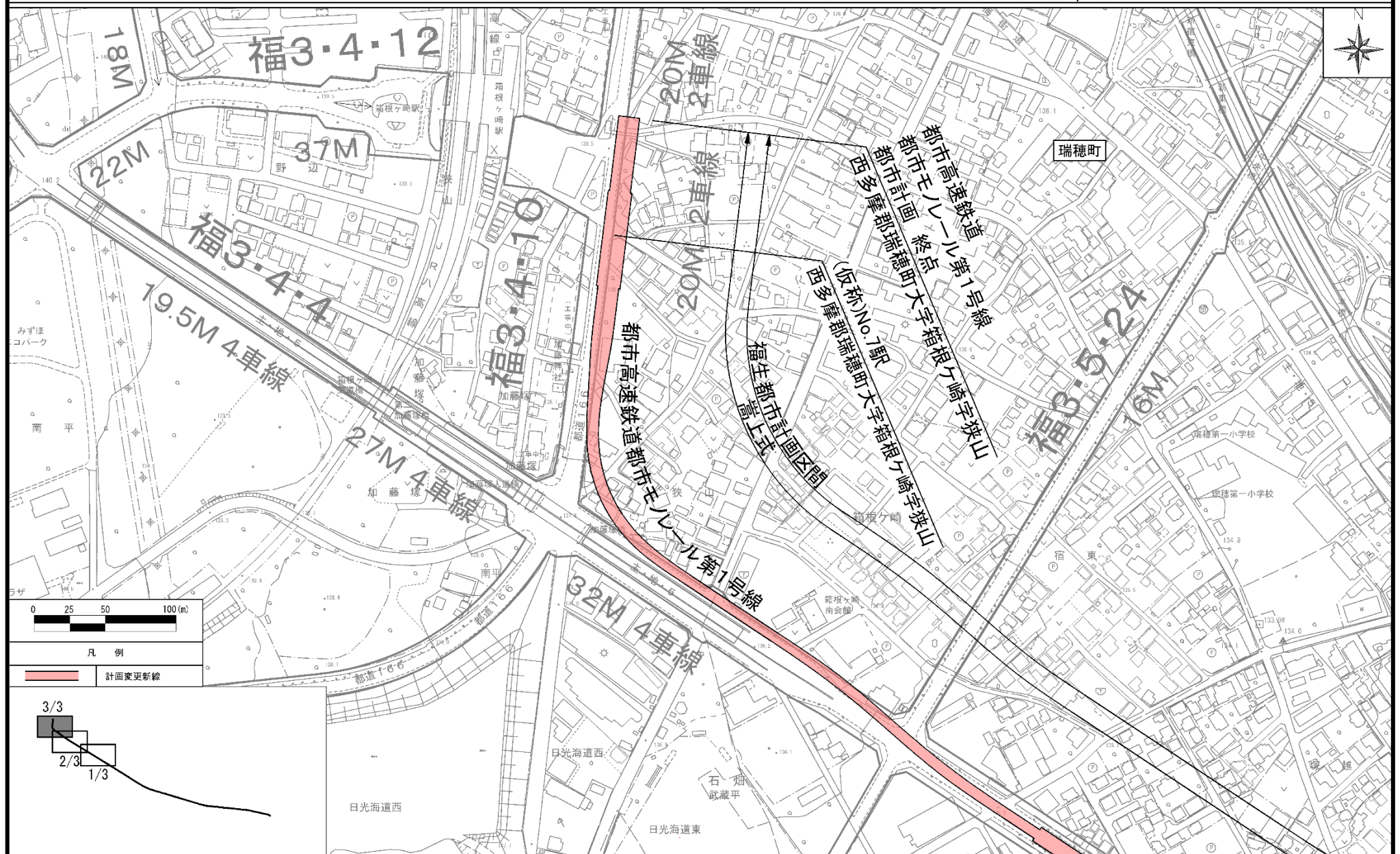
[東京都決定]



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(4都市基交第420号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 5都市基交都第35号、令和5年7月10日 (承認番号) 5都市基街都第138号、令和5年7月7日
 この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

福生都市計画都市高速鉄道都市モノレール第1号線 計画図3

〔東京都決定〕



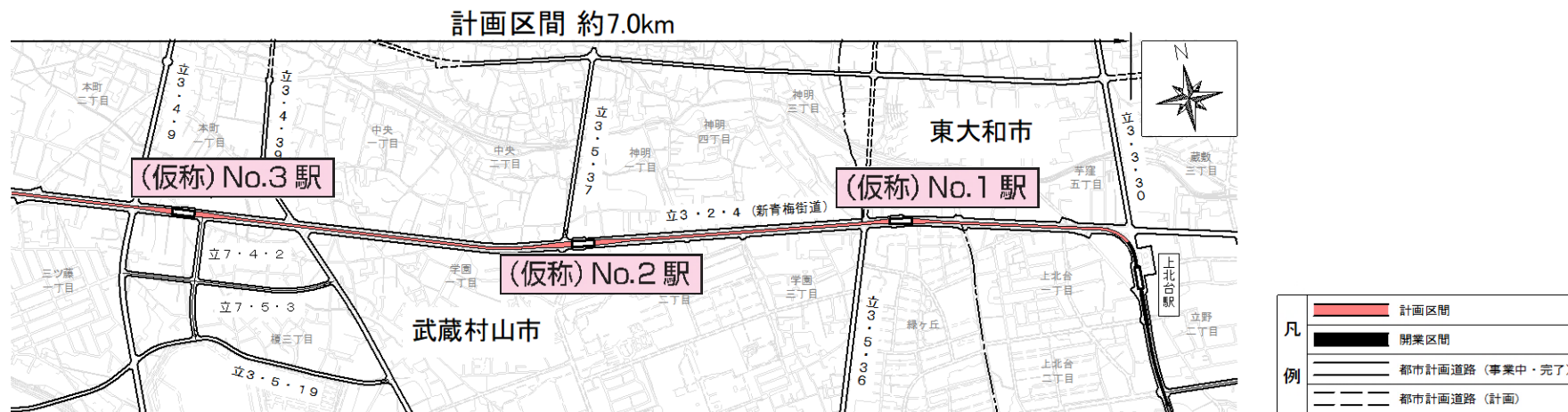
この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(4都市基交第420号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 5都市基交都第35号、令和5年7月10日 (承認番号) 5都市基街都第138号、令和5年7月7日
 この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

立川都市計画都市高速鉄道
福生都市計画都市高速鉄道

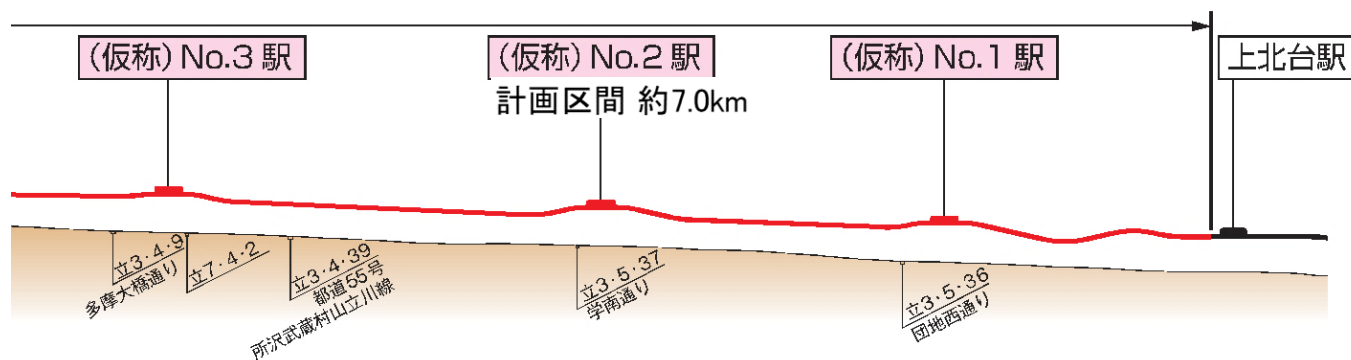
都市モノレール第1号線
都市モノレール第1号線

参考図 1
〔東京都決定〕

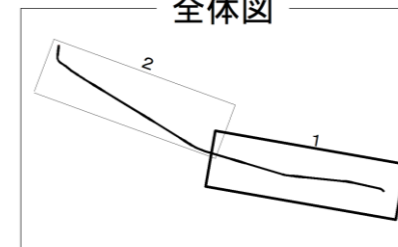
平面図 1



縦断面図 1

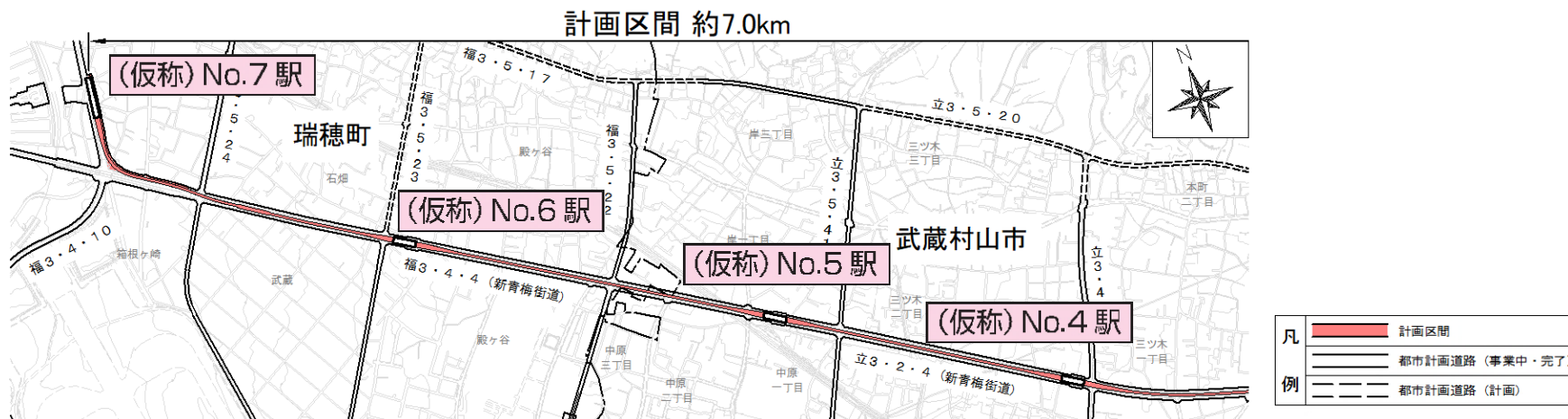


全体図

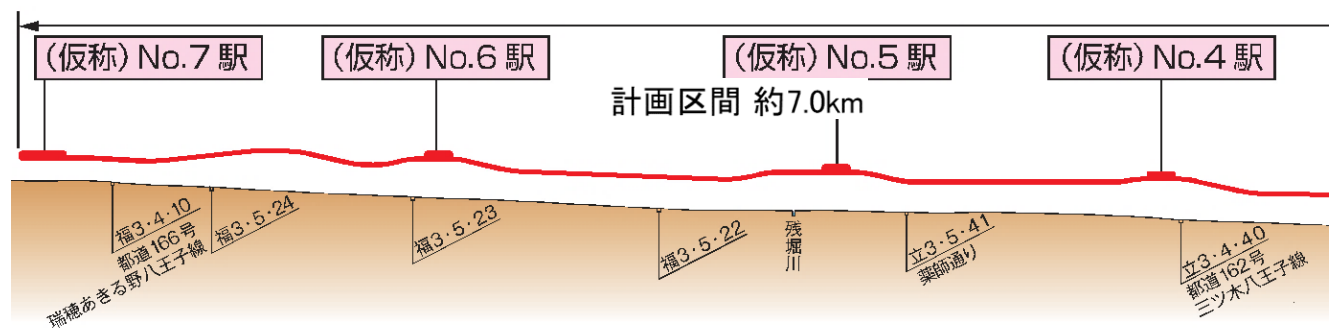


この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(4都市基交第420号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 5都市基交都第35号、令和5年7月10日 (承認番号) 5都市基街都第138号、令和5年7月7日
この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

平面図2



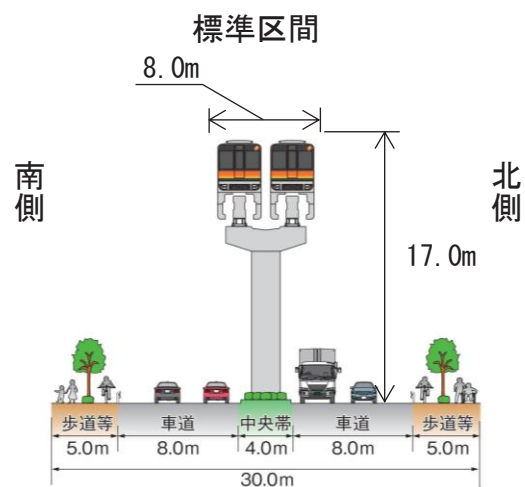
縦断面図2



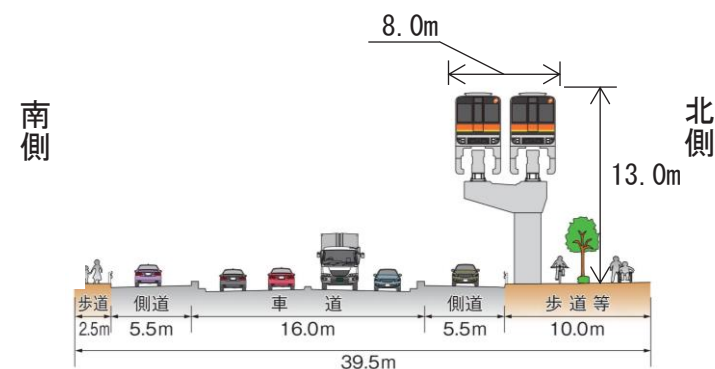
この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（4都市基交第420号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）5都市基交都第35号、令和5年7月10日（承認番号）5都市基街都第138号、令和5年7月7日
この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

横断図

一般部

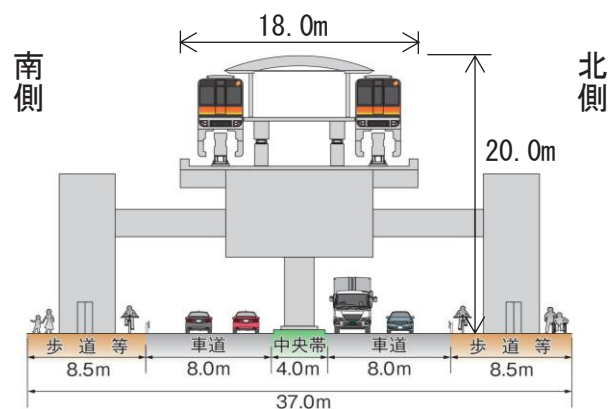


箱根ヶ崎アンダーパス付近

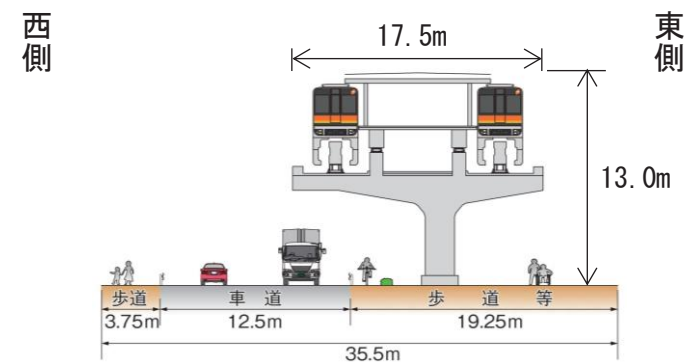


駅部

(仮称) No. 1～6 駅



(仮称) No. 7 駅



※幅員構成や整備形態については、場所によって異なる場合がある。